4/22に都議会で可決されたら、

感染拡大防止協力金が給付されます!

50万円

2店舗以上は100万円

予定

申請期間 4/22(水)~6/15(月) 給付開始 5月上旬から

> Web申請が便利! 持参・郵送も可!

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力 依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金を支給します。

4/16~5/6までの期間で

① 休止要請を受けた対象施設

*実際に休業した店舗

臨時休業

新型コロナ感染拡大防止のため 当面の間体業いたします

② 休業または 営業時間短縮をする飲食店

*午後8時~早朝5時の 営業自粛をした店舗 10 10 2 3 -9 3

給付申請に必要な書類

- ① 申請書 (法人は法人番号必須)
- ② 営業実態が確認できる書類
- ③ 休業・時短営業実態が確認できる書類
- ④ 誓約書

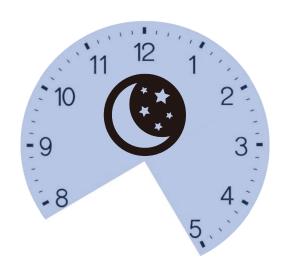


(②例) 確定申告書の写しのほか、直近の帳簿や営業許可書の写し

(③例) 事業収入額を示した帳簿の写し、休業告知のホームページや店頭ポスターの写しなど

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 申請用Webサイトは22日公開予定 03-5388-0567 (毎日午前9時~午後7時)

飲食店は営業時間短縮も給付対象になります!



飲食店の皆様へ

午後8時~早朝5時は営業自粛のお願い

予定

5:00 19:00 20:00 24:00 日中~夜間営業 閉店 50万円 アルコール 4/16~5/6まで 例① 閉店 販売無し テイクアウト アルコール 50万円 4/16~5/6まで 例② 販売無し のみ 閉店

夜間~深夜営業				閉店
例① 4/16~5/6まで	50万円	アルコール 販売無し	閉店	
例② 4/16~5/6まで	50万円	アルコール 販売無し	テイクアウトのみ	閉店

5/6まで 休業 50万円

※ 通常営業が日中帯(午後8時まで閉店)の店舗は協力金対象外です

日中のみ営業

